別表第３（第５条関係）

No.	附属明細書の種類
1	基本財産及びその他の固定資産の明細書
2	引当金明細書
3	総務拠点区分事業活動明細書
4	地域支援拠点区分事業活動明細書
5	福祉サービス拠点区分事業活動明細書
6	総合支援拠点区分事業活動明細書
7	総合福祉センター拠点区分事業活動明細書
8	母子の家拠点区分事業活動明細書
9	福祉の里拠点区分事業活動明細書
10	福祉作業所事拠点区分事業活動明細書
11	第一希望の家拠点区分事業活動明細書
12	第二希望の家拠点区分事業活動明細書
13	借入金明細書
14	寄附金収益明細書
15	補助金事業収益明細書
16	拠点区分間繰入金明細書
17	拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書
18	基本金明細書
19	国庫補助金等特別積立金明細書
20	積立金・積立資産明細書
21	サービス区分間繰入金明細書
22	サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書
23	就労支援事業別事業活動明細書
24	就労支援事業製造原価明細書
25	就労支援事業販管費明細書
26	就労支援事業明細書

別表第４（第 10 条関係）

資金収支計算書勘定科目

勘定科目					科目説明
		大区分	中区分	小区分	
事業活動による収支	収入	会費収入	世帯会員収入		本会の会員規程に基づき会員から納入される会費収入のうち、世帯会員からのものをいう。
			世帯特別会員収入		本会の会員規程に基づき会員から納入される会費収入のうち、世帯特別会員からのものをいう。
			法人・団体会員収入		本会の会員規程に基づき会員から納入される会費収入のうち、法人・団体会員からのものをいう。
			特別会員収入		本会の会員規程に基づき会員から納入される会費収入のうち、特別会員からのものをいう。
		分担金収入	分担金収入		社協間における経費負担収入をいう。
		寄附金収入	寄附金収入		社会福祉基金等の特定の事業に充当することを目的に受け入れた寄附金をいう。経常経費寄附金収入、施設整備等寄附金収入、長期運営資金借入金元金償還寄附金収入を除く。
			経常経費寄附金収入		経常経費に対する寄附金品をいう。
		経常経費補助金収入	県補助金収入		補助事業にかかる愛知県からの補助金収入(助成金を含む。)をいう。
			市補助金収入		補助事業にかかる春日井市からの補助金収入(助成金を含む。)をいう。
			その他の補助金収入		補助事業にかかる国・地方公共団体以外の民間団体からの補助金収入(助成金を含む。)をいう。
			共同募金配分金収入	一般募金配分金収入	共同募金配分金収入をいう。
				歳末たすけあい配分金収入	歳末たすけあい募金配分金収入をいう。
				災害等準備金収入	災害等準備金配分金収入をいう。
		受託金収入	県受託金収入		愛知県から事業を委託された場合の受託金収入をいう。
			市受託金収入		春日井市から事業を委託された場合の受託金収入をいう。
			その他の受託金収入		地方公共団体・全社協・愛知県社協以外の団体から事業を受託された場合の受託金収入をいう。
			全社協受託金収入		全社協から事業を委託された場合の受託金収入をいう。
			県社協受託金収入		愛知県社協から事業を委託された場合の受託金収入をいう。
		貸付事業収入	償還金収入		貸付事業において借受人から返済された元金償還金の収入をいう。
			貸付金利息収入	貸付金利息収入	貸付事業における、借受人から返済された貸付金に対する利息相当額をいう。
				延滞利息収入	貸付事業における、借受人から返済された延滞利息相当額をいう。
		事業収入	参加費収入		大会、セミナー等の事業参加費収入をいう。
			利用料収入		サービスの利用料収入をいう。（他の大区分の収入で処理されるものを除く。）
			賃借料収入		不動産、物品等を貸付けた場合の賃貸料をいう。

勘定科目					科目説明
		大区分	中区分	小区分	
事業活動による収支	収入		資料・図書等頒布収入		書籍、資料等を販売した場合の頒布収入をいう。
			広告料収入		他団体、民間企業等からの広告収入をいう。
			手数料収入		取次ぎ、斡旋、請負等により受ける収入をいう。
		負担金収入	負担金収入	民生委員互助共励事業会費収入	民生委員互助共励事業における民生委員からの会費の収入をいう。
				その他負担金収入	特定の事業の経費にあてるため、当該事業により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、徴収する負担金収入をいう。
		介護保険事業収入	居宅介護料収入	介護報酬収入	介護保険の居宅介護料で介護報酬収入をいう。(介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する訪問介護費、訪問入浴介護費、通所介護費、短期入所生活介護費、訪問看護療養費等)
				介護予防報酬収入	介護保険の居宅介護料で介護予防報酬収入をいう。(介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防訪問介護費、介護予防訪問入浴費、介護予防通所介護費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防訪問看護療養費等)
				介護負担金収入（公費）	介護保険の居宅介護料で介護負担金収入（公費）をいう。(介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護費、夜間対応型訪問介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、複合型サービス費（看護小規模多機能型居宅介護費）、地域密着型特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の利用者負担額のうち、公費分)
				介護負担金収入（一般）	介護保険の居宅介護料で介護負担金収入（一般）をいう。(介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護費、夜間対応型訪問介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、複合型サービス費（看護小規模多機能型居宅介護費）、地域密着型特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の利用者負担額のうち、一般分)
				介護予防負担金収入（公費）	介護保険の居宅介護料で介護予防負担金収入（公費）をいう。(介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防認知症対応型通所介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費、介護予防認知症対応型共同生活介護費の利用者負担額のうち、公費分)
				介護予防負担金収入（一般）	介護保険の居宅介護料で介護予防負担金収入（一般）をいう。(介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防認知症対応型通所介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費、介護予防認知症対応型共同生活介護費の利用者負担額のうち、一般分)
			居宅介護支援介護料収入	居宅介護支援介護料収入	介護保険の居宅介護支援介護料で居宅介護支援介護料収入をいう。(介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する居宅介護支援費)
				介護予防支援介護料収入	介護保険の居宅介護支援介護料で居宅予防介護支援介護料収入をいう。(介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防支援費)
			介護予防・日常生活支援総合事業収入	事業費収入	介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業費で事業費収入をいう。(介護予防・日常生活支援総合事業に関する省令・告示等に規定する第１号訪問事業、第１号通所事業、第１号生活支援事業、第１号介護予防支援事業、一般介護予防事業に係る事業費収入)
				事業負担金収入（公費）	介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業費で事業負担金収入（公費）をいう。(介護予防・日常生活支援総合事業に関する省令・告示等に規定する第１号訪問事業、第１号通所事業、第１号生活支援事業、第１号介護予防支援事業、一般介護予防事業の利用者負担額のうち、公費分)
				事業負担金収入（一般）	介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業費で事業負担金収入（一般）をいう。(介護予防・日常生活支援総合事業に関する省令・告示等に規定する第１号訪問事業、第１号通所事業、第１号生活支援事業、第１号介護予防支援事業、一般介護予防事業の利用者負担額のうち、一般分)
			利用者等利用料収入	施設サービス利用料収入	介護保険の利用者等利用料収入で施設サービス利用料収入をいう。(介護保険法の給付等に関する省令・告示において支払いを受けることができることとされている理美容料、日常生活サービス料等)
				居宅介護サービス利用料収入	介護保険の利用者等利用料収入で居宅介護サービス利用料収入をいう。(介護保険法の給付等に関する省令・告示において支払いを受けることができることとされている送迎費、おむつ料、日常生活サービス料等)

勘定科目					科目説明
		大区分	中区分	小区分	
事業活動による収支	収入			地域密着型介護サービス利用料収入	介護保険の利用者等利用料収入で地域密着型介護サービス利用料収入をいう。(介護保険法の給付等に関する省令・告示において支払いを受けることができることとされているサービス料等)
				食費収入(公費)	介護保険の利用者等利用料収入で、食費収入（公費）をいう。(食費に係る特定入所者介護サービス費、生活保護の公費請求分等)
				食費収入(一般)	介護保険の利用者等利用料収入で、食費収入（一般）をいう。(指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の入所者又は入居者（以下「入所者等」という。）並びに指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所及び指定認知症対応型共同生活介護事業所等の利用者が支払う食費（ケアハウスの生活費として処理されるものを除く）、食費に係る特定入所者介護サービス費、利用者が選定した特別な食事料)
				居住費収入（公費）	介護保険の利用者等利用料収入で、居住費収入（公費）をいう。(居住費に係る特定入所者介護サービス費、生活保護の公費請求分等)
				居住費収入（一般）	介護保険の利用者等利用料収入で、居住費収入（一般）をいう。(指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の入所者等が支払う居住費、指定短期入所生活介護事業所の利用者が支払う滞在費、指定特定施設入居者生活介護事業所等の利用者が支払う家賃又は宿泊費（ケアハウスの管理費として処理されるものを除く）、居住費に係る特定施設入所者介護サービス費、利用者が選定した特別な室料)
				介護予防・日常生活支援総合事業利用料収入	介護予防・日常生活支援総合事業の利用者等利用料収入で、介護予防・日常生活支援総合事業の実費負担等に係る収入をいう。
				その他の利用料収入	介護保険の利用者等利用料収入で、その他の利用料収入をいう。(前記のいずれにも属さない利用者等からの利用料)
			その他の事業収入	補助金事業収入（公費）	介護保険に関連する事業に対して、国及び地方公共団体から交付される補助金事業に係る収入をいう。
				補助金事業収入（一般）	介護保険に関連する事業に対して、国及び地方公共団体以外から交付される補助金事業に係る収入をいう。(共同募金からの配分金(受配者指定寄附金を除く。）及び助成金を含む。） 介護保険に関連する補助金事業に係る利用者からの収入も含む。
				市特別事業収入（公費）	介護保険のその他の事業で、市特別事業のうち、公費からの収入をいう。（介護保険法第 62 条に規定する市特別給付による収入)
				市特別事業収入（一般）	介護保険のその他の事業で、市特別事業のうち、利用者からの収入をいう。
				受託事業収入（公費）	介護保険に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入をいう。（介護保険法に基づく又は関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入)
				受託事業収入（一般）	介護保険に関連する、受託事業に係る利用者からの収入をいう。（介護保険法に基づく又は関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入)
				その他の事業収入	上記に属さないその他の事業収入をいう。利用者からの収入も含む。(文書料など前記に属さない介護保険事業収入)
		老人福祉事業収入	措置事業収入	事務費収入	老人福祉の措置事業で、事務費収入をいう。(老人福祉法に規定する措置費支弁額中の人件費及び管理費に係る収入をいう。)
				事業費収入	老人福祉の措置事業で、事業費収入をいう。(老人福祉法に規定する措置費支弁額中の入所者の処遇に必要な一般生活費等に係る収入をいう。)
				その他の利用料収入	老人福祉の措置事業で、その他の利用料収入をいう。(前記のいずれの利用料にも属さない利用者等からの利用料をいう。)
				その他の事業収入	老人福祉の措置事業で、その他の事業収入をいう。(前記のいずれの収入にも属さない事業収入をいう。)
			その他の事業収入	管理費収入	老人福祉のその他の事業で、管理費収入をいう。(老人福祉法に規定するその他の事業で、居住に要する費用の収入をいう。)
				その他の利用料収入	老人福祉のその他の事業で、その他の利用料収入をいう。(老人福祉法に規定するその他の事業で、管理費収入を除く利用者等からの利用料(徴収額を含む。)をいう。)

勘定科目					科目説明
		大区分	中区分	小区分	
事業活動による収支	収入			その他の事業収入	老人福祉のその他の事業で、その他の事業収入をいう。(老人福祉法に規定するその他の事業で、前記のいずれの収入にも属さない事業収入をいう。)
		児童福祉事業収入	措置費収入	事務費収入	措置費支弁額中の人件費及び管理費に係る収入をいう。
				事業費収入	措置費支弁額中の入所者の処遇に必要な一般生活費等に係る収入をいう。
			私的契約利用料収入		措置施設等における私的契約に基づく利用料収入をいう。
			その他の事業収入	補助金事業収入(公費)	措置受託に関連する、国及び地方公共団体から交付される補助金事業に係る収入をいう。
				補助金事業収入(一般)	措置受託に関連する、国及び地方公共団体以外から交付される補助金事業に係る収入をいう。(共同募金からの配分金(受配者指定寄附金を除く。)及び助成金を含む。)措置受託に関連する補助金事業に係る利用者からの収入も含む。
				受託事業収入(公費)	措置受託に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入をいう。
				受託事業収入(一般)	措置受託に関連する、受託事業に係る利用者からの収入をいう。
				その他の事業収入	上記に属さないその他の事業収入をいう。利用者からの収入も含む。
		就労支援事業収入	受託加工事業収入		外部から委託された材料加工業務等に係る収入をいう。
			販売収入		授産品等の販売収入をいう。
			請負収入		清掃等の業務請負に係る収入をいう。
		障害福祉サービス等事業収入	自立支援給付費収入	介護給付費収入	介護給付費の代理受領分をいう。
				特例介護給付費収入	特例介護給付費の受領分をいう。
				訓練等給付費収入	訓練等給付費の代理受領分をいう。
				特例訓練等給付費収入	特例訓練費等給付費の受領分をいう。
				サービス利用計画作成費収入	サービス利用計画作成費の代理受領分をいう。
			障害児施設給付費収入		障害児施設給付費の代理受領分をいう。
			利用者負担金収入		利用者本人(障害児においては、その保護者)の負担による収入をいう。
			その他の事業収入	補助金事業収入(公費)	障害者総合支援法又はこれに関連する事業に対して、国及び地方公共団体から交付される補助金事業に係る収入をいう。
				補助金事業収入(一般)	障害者総合支援法又はこれに関連する事業に対して、国及び地方公共団体以外から交付される補助金事業に係る収入をいう。(共同募金からの配分金(受配者指定寄附金を除く。)及び助成金を含む。)障害者総合支援法に関連する補助金事業に係る利用者からの収入も含む。
				受託事業収入(公費)	障害者総合支援法又はこれに関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入をいう。 (障害者総合支援法に基づく又は関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入)
				受託事業収入(一般)	障害者総合支援法又はこれに関連する、受託事業に係る利用者からの収入をいう。 (障害者総合支援法に基づく又は関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入)
				その他の事業収入	上記に属さないその他の事業収入をいう。利用者からの収入も含む。

勘定科目					科目説明
		大区分	中区分	小区分	
事業活動による収支	収入	借入金利息補助金収入			施設整備及び設備整備に対する借入金利息に係る地方公共団体からの補助金等の収入をいう。
		受取利息配当金収入			預貯金、有価証券、貸付金等の利息及び配当金等の収入をいう。
		その他の収入	受入研修費収入		研修の受入に対する収入をいう。
			雑収入	退職共済預け金差益	退職共済預け金の差益に係るものをいう。
				雑収入	上記に属さない事業活動による収入をいう。
		流動資産評価益等による資金増加額	有価証券売却益		有価証券(投資有価証券を除く。)を売却した場合の売却益をいう。
			有価証券評価益		有価証券(投資有価証券を除く。)を時価評価した時の評価益をいう。
			為替差益		外国通貨、外貨建金銭債権債務(外貨預金を含む。)及び外貨建有価証券等について、円換算によって生じた換算差益をいう。
		事業活動収入計			事業活動収入の合計額をいう。
	支出	人件費支出	役員報酬支出		法人役員に支払う報酬、諸手当をいう。
			職員給料支出		常勤職員に支払う俸給・諸手当をいう。
			職員賞与支出		常勤職員に支払う賞与をいう。
			非常勤職員給与支出		非常勤職員に支払う俸給・諸手当及び賞与をいう。
			派遣職員費支出		派遣会社に支払う金額をいう。
			退職給付支出		愛知県民間社会福祉事業職員共済会の退職共済制度に対して法人が拠出する掛金額及び退職手当として支払う金額をいう。
			法定福利費支出		法令に基づいて法人が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の支出をいう。
		事業費支出	給食費支出		食材及び食品の支出をいう。
			介護用品費支出		利用者の処遇に直接使用するおむつ、タオル等の介護用品の支出をいう。
			医薬品費支出		利用者のための施設内又は事業所内の医療に要する医薬品の支出をいう。
			保健衛生費支出		利用者の健康診断の実施、施設内又は事業所内の消毒等に要する支出をいう。
			医療費支出		利用者が傷病のために医療機関等で診療等を受けた場合の診療報酬等をいう。
			被服費支出		利用者の衣類、寝具等(介護用品及び日用品を除く。)の購入のための支出をいう。
			教養娯楽費支出	教養費支出	利用者のための新聞雑誌等の購読、娯楽用品の購入及び行楽演芸会等の実施のための支出のうち、収入財源が利用者負担金収入以外のものをいう。
				娯楽費支出	利用者のための新聞雑誌等の購読、娯楽用品の購入及び行楽演芸会等の実施のための支出のうち、収入財源が利用者負担金収入のものをいう。
			日用品費支出		利用者に現物で給付する身のまわり品、化粧品などの日用品(介護用品を除く。)の支出をいう。
			保育材料費支出		保育に必要な文具材料、絵本等の支出及び運動会等の行事を実施するための支出をいう。

勘定科目					科目説明
		大区分	中区分	小区分	
事業活動による収支	支出		本人支給金支出		利用者に小遣い、その他の経費として現金支給するための支出をいう。
			水道光熱費支出		利用者に直接必要な電気、ガス、水道等の支出をいう。
			燃料費支出		利用者に直接必要な灯油、重油等の燃料費(車輌費で計上する燃料費を除く。)をいう。
			消耗器具備品費支出		利用者の処遇に直接使用する介護用品以外の消耗品、器具備品で、固定資産の購入に該当しない支出をいう。
			保険料支出		利用者に対する生命保険料及び損害保険料をいう。
			賃借料支出		利用者が利用する器具及び備品等のリース料、レンタル料をいう。
			教育指導費支出		利用者に対する教育訓練に直接要する支出をいう。
			車輌費支出		乗用車、送迎用自動車、救急車等の燃料費、車輌検査等の支出のうち、事業にかかるものをいう。
			諸謝金支出		講演、講座等の講師等への謝礼金・交通費等に係る支出をいう。
			旅費交通費支出		業務に係る出張旅費及び交通費のうち、役員・職員以外の支出をいう。
			印刷製本費支出		事業に必要な書類、諸用紙、関係資料などの印刷及び製本に要する支出をいう。
			通信運搬費支出		電話、電報、ファックスの使用料、インターネット接続料及び切手代、葉書代その他通信・運搬に要する支出をいう。
			会議費支出		会議時における実費弁償費等をいう。
			業務委託費支出		各種事業等を他に委託するための支出をいう。
			返還金支出		年度末に共同募金配分金の収支に差額（繰越）が生じた場合の返還金をいう。
			雑支出		事業費のうち他のいずれにも属さない支出をいう。
		事務費支出	福利厚生費支出		役員・職員が福利施設を利用する場合における事業主負担額、健康診断その他福利厚生のために要する法定外福利費をいう。
			職員被服費支出		職員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診察衣、作業衣などの購入、洗濯等の支出をいう。
			旅費交通費支出		業務に係る役員・職員の出張旅費及び交通費(ただし、研究、研修のための旅費を除く。)をいう。
			研修研究費支出		役員・職員に対する教育訓練に直接要する支出(研究・研修のための旅費を含む。)をいう。
			事務消耗品費支出		事務用に必要な消耗品及び器具什器のうち、固定資産の購入に該当しないものの支出をいう。
			印刷製本費支出		事務に必要な書類、諸用紙、関係資料などの印刷及び製本に要する支出をいう。
			水道光熱費支出		事務用の電気、ガス水道等の支出をいう。
			燃料費支出		事務用の灯油、重油等の燃料（車輌費で計上する燃料費を除く。）をいう。
			修繕費支出		建物、器具及び備品等の修繕又は模様替の支出をいう。ただし、建物、器具及び備品を改良し、耐用年数を延長させるような資本的支出を含まない。
			通信運搬費支出		電話、電報、ファックスの使用料、インターネット接続料及び切手代、葉書代その他通信・運搬に要する支出をいう。

勘定科目					科目説明
		大区分	中区分	小区分	
事業活動による収支	支出		会議費支出		会議時における茶菓子代、食事代等の支出をいう。
			広報費支出		施設及び事業所の広告料、パンフレット・機関誌・広報誌作成などの印刷製本費等に要する支出をいう。
			業務委託費支出		洗濯、清掃、夜間警備及び給食(給食材料費を除く。)など施設の業務の一部を他に委託するための支出(保守料を除く。)をいう。
			手数料支出		役務提供にかかる支出のうち、業務委託費以外のものをいう。
			保険料支出		生命保険料及び建物、車輌運搬具、機器及び備品等にかかる損害保険契約に基づく保険料をいう。
			賃借料支出		固定資産に計上を要しない機器等のリース料、レンタル料をいう。
			土地・建物賃借料支出		土地、建物等の賃借料をいう。
			租税公課支出		消費税及び地方消費税の申告納税、固定資産税、印紙税、登録免許税、自動車税、事業所税等をいう。
			保守料支出		建物、各種機器等の保守・点検料等をいう。
			渉外費支出		創立記念日等の式典、慶弔、広報活動(広報費に属する支出を除く。)等に要する支出をいう。
			諸会費支出		各種組織への加盟等に伴う会費、負担金等の支出をいう。
			車輌費支出		乗用車、送迎用自動車、救急車等の燃料費、車輌検査等の支出のうち、事務にかかるものをいう。
			雑支出		事務費のうち他のいずれにも属さない支出をいう。
		就労支援事業支出	就労支援事業販売原価支出	就労支援事業製造原価支出	就労支援事業に係る材料費、労務費、外注加工費、経費に要する支出をいう。
				就労支援事業仕入支出	就労支援事業に係る製品・商品の仕入れに要する支出をいう。
			就労支援事業販管費支出		就労支援事業に係る販売費及び一般管理費支出をいう。
		利用者負担軽減額			利用者負担を軽減した場合の利用者負担軽減額をいう。(無料または低額で診療を行う場合の割引額を含む。)
		貸付事業支出	貸付金支出		貸付事業において、借受人に対して貸し付けた金額をいう。
		分担金支出	分担金支出		社協間における経費負担支出をいう。
		助成金支出	助成金支出		各種団体及び事業への助成金支出をいう。
		負担金支出	負担金支出	民生委員互助共励事業会費支出	民生委員互助共励事業における愛知県社協に支払う管内民生委員からの会費支出をいう。
				その他の負担金支出	上記以外の負担金支出をいう。
		支払利息支出			設備資金借入金、長期運営資金借入金及び短期運営資金借入金の利息、及び支払リース料のうち利息相当額として処理するものをいう。
		その他の支出	雑支出	退職共済預け金差損	退職共済預け金の差損に係るものをいう。
				雑支出	上記に属さない支出をいう。
		流動資産評価損等による資金減少額	有価証券売却損		有価証券(投資有価証券を除く。)を売却した場合の売却損をいう。

勘定科目					科目説明
		大区分	中区分	小区分	
事業活動による収支	支出		資産評価損	有価証券評価損	有価証券の評価損をいう。
			為替差損		外国通貨、外貨建金銭債権債務(外貨預金を含む。)及び外貨建有価証券等について、円換算によって生じた換算差益をいう。
			徴収不能額		金銭債権のうち徴収不能として処理した額をいう。
		事業活動支出計			事業活動支出の合計額をいう。
	事業活動資金収支差額				事業活動資金収支の差額をいう。
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入	施設整備等補助金収入		施設整備及び設備整備に係る地方公共団体等からの補助金等の収入をいう。
			設備資金借入金元金償還補助金収入		施設整備及び設備整備に対する借入金元金償還に係る地方公共団体等からの補助金等の収入をいう。
		施設整備等寄附金収入	施設整備等寄附金収入		施設整備及び設備整備に係る地方公共団体等からの補助金等の収入をいう。
			設備資金借入金元金償還寄附金収入		施設整備及び設備整備に対する借入金元金償還に係る寄附金収入をいう。
		設備資金借入金収入			施設整備及び設備整備に対する借入金の受入額をいう。
		固定資産売却収入	車輌運搬具売却収入		車輌運搬具の売却による収入をいう。
			器具及び備品売却収入		器具及び備品の売却による収入をいう。
			機械及び装置売却収入		機械及び装置の売却による収入をいう。
			ソフトウェア売却収入		ソフトウェアの売却による収入をいう。
			その他の固定資産売却収入		その他の固定資産の売却による収入をいう。
	施設整備等収入計				施設整備等収入の合計額をいう。
	支出	設備資金借入金元金償還支出			設備(施設整備及び設備整備)資金の借入金に基づく元金償還額をいう。 (1年以内返済予定設備資金借入金の償還額を含む。)
		固定資産取得支出	土地取得支出		土地を取得するための支出をいう。
			建物取得支出		建物を取得するための支出をいう。
			車輌運搬具取得支出		車輌運搬具を取得するための支出をいう。
			器具及び備品取得支出		固定資産に計上される器具及び備品を取得するための支出をいう。
			機械及び装置取得支出		固定資産に計上される機械及び装置を取得するための支出をいう。
			ソフトウェア取得支出		固定資産に計上されるソフトウェアを取得するための支出をいう。
			その他の固定資産取得支出		固定資産に計上されるその他の固定資産を取得するための支出をいう。
		固定資産除却・廃棄支出			建物取壊支出の他、固定資産の除却、廃棄等に係る支出をいう。

勘定科目					科目説明
		大区分	中区分	小区分	
施設整備等による収支	支出	ファイナンス・リース債務の返済支出			ファイナンス・リース取引に係る支払リース料のうち、元本相当額をいう。 (1年以内返済予定リース債務の返済額を含む。)
		施設整備等支出計			施設整備等支出の合計額をいう。
	施設整備等資金収支差額				施設整備等資金収支の差額をいう。
その他の活動による収支	収入	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入			長期運営資金(設備資金を除く。)借入金元金償還に係る寄附金収入をいう。
		長期運営資金借入金収入			長期運営資金(設備資金を除く。)のための借入金の受入額をいう。
		長期貸付金回収収入			長期に貸付けた資金の回収による収入をいう。(1年以内回収予定長期貸付金の回収による収入を含む。)
		投資有価証券売却収入			投資有価証券の売却収入(収入総額)をいう。
		基金積立資産取崩収入	社会福祉基金積立資産取崩収入		社会福祉基金積立資産の取崩しによる収入をいう。
		積立資産取崩収入	退職給付引当資産取崩収入		退職給付引当資産の取崩しによる収入をいう。
			長期預り金積立資産取崩収入		長期預り金積立資産の取崩しによる収入をいう。
			地域福祉育成費積立資産取崩収入		地域福祉育成費積立資産の取崩しによる収入をいう。
			調整積立資産取崩収入		調整積立資産の取崩しによる収入をいう。
			備品等購入積立資産取崩収入		備品等購入積立資産の取崩しによる収入をいう。
			工賃変動積立資産取崩収入		工賃変動積立資産の取崩しによる収入をいう。
		拠点区分間長期借入金収入			同一事業区分内における他の拠点区分から長期に借り入れた資金の収入をいう。
		サービス区分間長期借入金収入			同一拠点区分内の他のサービス区分から長期に借り入れた資金の収入をいう。
		拠点区分間長期貸付金回収収入			同一事業区分内における他の拠点区分へ長期に貸付けた資金の回収による収入をいう。(1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金の回収による収入を含む。)
		サービス区分間長期貸付金回収収入			同一拠点区分内の他のサービス区分へ長期に貸し付けた資金の回収による収入をいう。
		拠点区分間繰入金収入			同一事業区分内における他の拠点区分からの繰入金収入をいう。
		サービス区分間繰入金収入			同一拠点区分内における他のサービス区分からの繰入金収入をいう。
		その他の活動による収入	差入保証金返還収入		事務所、駐車場等の賃貸契約に伴い差し入れた敷金・保証金等の返還金収入をいう。
			退職共済預け金取崩収入		退職共済預け金の取崩収入をいう。
			その他の活動による収入		上記以外の収入をいう。
		その他の活動収入計			その他の活動収入の合計額をいう。
	支出	長期運営資金借入金元金償還支出			長期運営資金(設備資金を除く。)の借入金に基づく元金償還額をいう。(1年以内返済予定長期運営資金借入金の償還額を含む。)

勘定科目					科目説明
		大区分	中区分	小区分	
	支出	長期貸付金支出			長期に貸付けた資金の支出をいう。
		投資有価証券取得支出			投資有価証券を取得するための支出をいう。
		基金積立資産支出	社会福祉基金積立資産支出		社会福祉基金積立資産への積立てによる支出をいう。
		積立資産支出	退職給付引当資産支出		退職給付引当資産への積立による支出をいう。
			長期預り金積立資産支出		長期預り金積立資産への積立による支出をいう。
			地域福祉育成費積立資産支出		地域福祉育成費積立資産への積立による支出をいう。
			調整積立資産支出		調整積立資産への積立による支出をいう。
			備品等購入積立資産支出		備品等購入積立資産への積立による支出をいう。
			工賃変動積立資産支出		工賃変動積立資産への積立による支出をいう。
		拠点区分間長期借入金返済支出			同一事業区分における他の拠点区分から長期に借り入れた資金に基づく元金償還額をいう。(1年以内返済予定拠点区分間長期借入金の償還額を含む。)
		サービス区分間長期借入金返済支出			同一拠点区分内の他のサービス区分から長期に借り入れた資金の元金償還額をいう。
		拠点区分間長期貸付金支出			同一事業区分内における他の拠点区分へ長期に貸付けた資金の支出をいう。
		サービス区分間長期貸付金支出			同一拠点区分内の他のサービス区分へ長期に貸し付けた資金の支出をいう。
		拠点区分間繰入金支出			同一事業区分内における他の拠点区分への繰入金支出をいう。
		サービス区分間繰入金支出			同一拠点区分内における他のサービス区分への繰入金支出をいう。
		その他の活動による支出	差入保証金返還支出		事務所、駐車場等の賃貸契約に伴い差し入れた敷金・保証金等の支出をいう。
			その他の活動による支出		上記以外の支出をいう。
		その他の活動支出計			その他の活動支出の合計額をいう。
	その他の活動資金収支差額				その他の活動資金収支の差額をいう。
予備費支出					予測できない支出予算の不足を補うために計上される支出をいう。
当期資金収支差額合計					事業活動資金収支差額、施設整備等資金収支差額及びその他の活動資金収支差額の合計から予備費支出を差し引いた額をいう。

前期末支払資金残高	前期末における支払資金の残高をいう。
当期末支払資金残高	当期資金収支差額合計及び前期末支払

事業活動計算書勘定科目

勘定科目					科目説明
		大区分	中区分	小区分	
サービス活動増減の部	収益	会費収益	世帯会員収益		本会の会員規程に基づき会員から納入される会費収益のうち、世帯会員からのものをいう。
			世帯特別会員収益		本会の会員規程に基づき会員から納入される会費収益のうち、世帯特別会員からのものをいう。
			法人・団体会員収益		本会の会員規程に基づき会員から納入される会費収益のうち、法人・団体会員からのものをいう。
			特別会員収益		本会の会員規程に基づき会員から納入される会費収益のうち、特別会員からのものをいう。
		分担金収益	分担金収益		社協間における経費負担収益をいう。
		寄附金収益	寄附金収益		社会福祉基金等の特定の事業に充当することを目的に受け入れた寄附金をいう。経常経費寄附金収益、施設整備等寄附金収益、長期運営資金借入金元金償還寄附金収益を除く。
			経常経費寄附金収益		経常経費に対する寄附金品をいう。
		経常経費補助金収益	県補助金収益		補助事業にかかる愛知県からの補助金収益(助成金を含む。)をいう。
			市補助金収益		補助事業にかかる春日井市からの補助金収益(助成金を含む。)をいう。
			その他の補助金収益		補助事業にかかる国・地方公共団体以外の民間団体からの補助金収益(助成金を含む。)をいう。
			共同募金配分金収益	一般募金配分金収益	共同募金配分金収益をいう。
				歳末たすけあい配分金収益	歳末たすけあい募金配分金収益をいう。
				災害時準備金収益	災害等準備金配分金収益をいう。
		受託金収益	県受託金収益		愛知県から事業を委託された場合の受託金収益をいう。
			市受託金収益		春日井市から事業を委託された場合の受託金収益をいう。
			その他の受託金収益		地方公共団体・全社協・愛知県社協以外の団体から事業を受託された場合の受託金収益をいう。
			全社協受託金収益		全社協から事業を委託された場合の受託金収益をいう。
			県社協受託金収益		愛知県社協から事業を委託された場合の受託金収益をいう。
		貸付事業収益	貸付金利息収益	貸付金利息収益	貸付事業における、借受人から返済された貸付金に対する利息相当額をいう。
				延滞利息収益	貸付事業における、借受人から返済された延滞利息相当額をいう。
		事業収益	参加費収益		大会、セミナー等の事業参加費収益をいう。
			利用料収益		サービスの利用料収益をいう。（他の大区分の収益で処理されるものを除く。）
			賃借料収益		不動産、物品等を貸付けた場合の賃貸料をいう。
			資料・図書等頒布収益		書籍、資料等を販売した場合の頒布収益をいう。
			広告料収益		他団体、民間企業等からの広告収益をいう。
			手数料収益		取次ぎ、斡旋、請負等により受ける収益をいう。

勘定科目					科目説明
		大区分	中区分	小区分	
サービス活動増減の部	収益	負担金収益	負担金収益	民生委員互助共励事業会費収益	民生委員互助共励事業における民生委員からの会費の収益をいう。
				その他負担金収益	特定の事業の経費にあてるため、当該事業により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、徴収する負担金収益をいう。
		介護保険事業収益	居宅介護料収益	介護報酬収益	介護保険の居宅介護料で介護報酬収益をいう。(介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する訪問介護費、訪問入浴介護費、通所介護費、短期入所生活介護費、訪問看護療養費等)
				介護予防報酬収益	介護保険の居宅介護料で介護予防報酬収益をいう。(介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防訪問介護費、介護予防訪問入浴費、介護予防通所介護費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防訪問看護療養費等)
				介護負担金収益（公費）	介護保険の居宅介護料で介護負担金収益（公費）をいう。(介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護費、夜間対応型訪問介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、複合型サービス費（看護小規模多機能型居宅介護費）、地域密着型特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の利用者負担額のうち、公費分)
				介護負担金収益（一般）	介護保険の居宅介護料で介護負担金収益（一般）をいう。(介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護費、夜間対応型訪問介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、複合型サービス費（看護小規模多機能型居宅介護費）、地域密着型特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の利用者負担額のうち、一般分)
				介護予防負担金収益（公費）	介護保険の居宅介護料で介護予防負担金収益（公費）をいう。(介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防認知症対応型通所介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費、介護予防認知症対応型共同生活介護費の利用者負担額のうち、公費分)
				介護予防負担金収益（一般）	介護保険の居宅介護料で介護予防負担金収益（一般）をいう。(介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防認知症対応型通所介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費、介護予防認知症対応型共同生活介護費の利用者負担額のうち、一般分)
			介護予防・日常生活支援総合事業費収益	事業費収益	介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業費で事業費収益をいう。(介護予防・日常生活支援総合事業に関する省令・告示等に規定する第１号訪問事業、第１号通所事業、第１号生活支援事業、第１号介護予防支援事業、一般介護予防事業)
				事業負担金収益（公費）	介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業費で事業負担金収益（公費）をいう。(介護予防・日常生活支援総合事業に関する省令・告示等に規定する第１号訪問事業、第１号通所事業、第１号生活支援事業、第１号介護予防支援事業、一般介護予防事業の利用者負担額のうち、公費分)
				事業負担金収益（一般）	介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業費で事業負担金収益（一般）をいう。(介護予防・日常生活支援総合事業に関する省令・告示等に規定する第１号訪問事業、第１号通所事業、第１号生活支援事業、第１号介護予防支援事業、一般介護予防事業の利用者負担額のうち、一般分)
			居宅介護支援介護料収益	居宅介護支援介護料収益	介護保険の居宅介護支援介護料で居宅介護支援介護料収益をいう。(介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する居宅介護支援費)
				介護予防支援介護料収益	介護保険の居宅介護支援介護料で居宅予防介護支援介護料収益をいう。(介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護予防支援費)
			利用者等利用料収益	施設サービス利用料収益	介護保険の利用者等利用料収益で施設サービス利用料収益をいう。(介護保険法の給付等に関する省令・告示において支払いを受けることができることとされている理美容料、日常生活サービス料等)
				居宅介護サービス利用料収益	介護保険の利用者等利用料収益で居宅介護サービス利用料収益をいう。(介護保険法の給付等に関する省令・告示において支払いを受けることができることとされている送迎費、おむつ料、日常生活サービス料等)

勘定科目					科目説明
		大区分	中区分	小区分	
サービス活動増減の部	収益			地域密着型介護サービス利用料収益	介護保険の利用者等利用料収益で地域密着型介護サービス利用料収益をいう。(介護保険法の給付等に関する省令・告示において支払いを受けることができることとされているサービス料等)
				食費収益（公費）	介護保険の利用者等利用料収益で、食費収益（公費）をいう。(食費に係る特定入所者介護サービス費、生活保護の公費請求分等)
				食費収益（一般）	介護保険の利用者等利用料収益で、食費収益（一般）をいう。（指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の入所者又は入居者（以下「入所者等」という。）並びに指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所及び指定認知症対応型共同生活介護事業所等の利用者が支払う食費(ケアハウスの生活費として処理されるものを除く）、食費に係る特定入所者介護サービス費、利用者が選定した特別な食事料)
				居住費収益（公費）	介護保険の利用者等利用料収益で、居住費収益（公費）をいう。(居住費に係る特定入所者介護サービス費、生活保護の公費請求分等)
				居住費収益（一般）	介護保険の利用者等利用料収益で、居住費収益（一般）をいう。（指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の入所者等が支払う居住費、指定短期入所生活介護事業所の利用者が支払う滞在費、指定特定施設入居者生活介護事業所等の利用者が支払う家賃又は宿泊費（ケアハウスの管理費として処理されるものを除く）、居住費に係る特定施設入所者介護サービス費、利用者が選定した特別な室料)
				介護予防・日常生活支援総合事業利用料収益	介護保険の利用者等利用料収益で、介護予防・日常生活支援総合事業の実費負担等に係る収益をいう。
				その他の利用料収益	介護保険の利用者等利用料収益で、その他の利用料収益をいう。(前記のいずれにも属さない利用者等からの利用料)
			その他の事業収益	補助金事業収益（公費）	介護保険に関連する事業に対して、国及び地方公共団体から交付される補助金事業に係る収益をいう。
				補助金事業収益（一般）	介護保険に関連する事業に対して、国及び地方公共団体以外から交付される補助金事業に係る収益をいう。（共同募金からの配分金（受配者指定寄附金を除く。）及び助成金を含む。）介護保険に関連する補助金事業に係る利用者からの収益も含む。
				市特別事業収益（公費）	介護保険のその他の事業で、市特別事業のうち、公費からの収益をいう。（介護保険法第62条に規定する市特別給付による収益)
				市特別事業収益（一般）	介護保険のその他の事業で、市特別事業のうち、利用者からの収益をいう。
				受託事業収益(公費)	介護保険に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収益をいう。（介護保険法に基づく又は関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収益)
				受託事業収益(一般)	介護保険に関連する、受託事業に係る利用者からの収益をいう。（介護保険法に基づく又は関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収益)
				その他の事業収益	上記に属さないその他の事業収益をいう。利用者からの収益も含む。(文書料など前記に属さない介護保険事業収益)
		老人福祉事業収益	措置事業収益	事務費収益	老人福祉の措置事業で、事務費収益をいう。(老人福祉法に規定する措置費支弁額中の人件費及び管理費に係る収益をいう。)
				事業費収益	老人福祉の措置事業で、事業費収益をいう。(老人福祉法に規定する措置費支弁額中の入所者の処遇に必要な一般生活費等に係る収益をいう。)
				その他の利用料収益	老人福祉の措置事業で、その他の利用料収益をいう。(前記のいずれの利用料にも属さない利用者等からの利用料をいう。)
				その他の事業収益	老人福祉の措置事業で、その他の事業収益をいう。(前記のいずれの収益にも属さない事業収益をいう。)
			その他の事業収益	管理費収益	老人福祉のその他の事業で、管理費収益をいう。(老人福祉法に規定するその他の事業で、居住に要する費用の収益をいう。)
				その他の利用料収益	老人福祉のその他の事業で、その他の利用料収益をいう。(老人福祉法に規定するその他の事業で、管理費収益を除く利用者等からの利用料(徴収額を含む。)をいう。)

勘定科目					科目説明
		大区分	中区分	小区分	
サービス活動増減の部	収益			その他の事業収益	老人福祉のその他の事業で、その他の事業収益をいう。(老人福祉法に規定するその他の事業で、前記のいずれの収益にも属さない事業収益をいう。)
		児童福祉事業収益	措置費収益	事務費収益	措置費支弁額中の人件費及び管理費に係る収益をいう。
				事業費収益	措置費支弁額中の入所者の処遇に必要な一般生活費等に係る収益をいう。
			私的契約利用料収益		措置施設等における私的契約に基づく利用料収益をいう。
			その他の事業収益	補助金事業収益（公費）	措置受託に関連する、国及び地方公共団体から交付される補助金事業収益をいう。
				補助金事業収益（一般）	措置受託に関連する、国及び地方公共団体以外から交付される補助金事業収益をいう。(共同募金からの配分金(受配者指定寄附金を除く。)及び助成金を含む。) 措置受託に関連する補助金事業に係る利用者からの収益も含む。
				受託事業収益(公費)	措置受託に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収益をいう。
				受託事業収益(一般)	措置受託に関連する、受託事業に係る利用者からの収益をいう。
				その他の事業収益	上記に属さないその他の事業収益をいう。利用者からの収益も含む。
		就労支援事業収益	受託加工事業収益		外部から委託された材料加工業務等に係る収益をいう。
			販売収益		授産品等の販売収益をいう。
			請負収益		清掃等の業務請負に係る収益をいう。
		障害福祉サービス等事業収益	自立支援給付費収益	介護給付費収益	介護給付費の代理受領分をいう。
				特例介護給付費収益	特例介護給付費の受領分をいう。
				訓練等給付費収益	訓練等給付費の代理受領分をいう。
				特別訓練等給付費収益	特例訓練費等給付費の受領分をいう。
				サービス利用計画作成費収益	サービス利用計画作成費の代理受領分をいう。
			障害児施設給付費収益		障害児施設給付費の代理受領分をいう。
			利用者負担金収益		利用者本人(障害児においては、その保護者)の負担による収益をいう。
			その他の事業収益	補助金事業収益（公費）	障害者総合支援法に関連する事業に対して、国及び地方公共団体から交付される補助事業に係る収益をいう。
				補助金事業収益（一般）	障害者総合支援法に関連する事業に対して、国及び地方公共団体以外から交付される補助事業に係る収益をいう。（共同募金からの配分金（受配者指定寄附金を除く。）及び助成金を含む。）障害者総合支援法に関連する補助金事業に係る利用者からの収益も含む。
				受託事業収益(公費)	障害者総合支援法又はこれに関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収益をいう。（障害者総合支援法に基づく又は関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収益）
				受託事業収益(一般)	障害者総合支援法又はこれに関連する、受託事業に係る利用者からの収益をいう。（障害者総合支援法に基づく又は関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収益）
				その他の事業収益	上記に属さないその他の事業収益をいう。利用者からの収益も含む。
		その他の収益	雑収益	退職共済預け金差益	退職共済預け金の差益に係るものをいう。

勘定科目					科目説明
		大区分	中区分	小区分	
サービス活動増減の部	収益			雑収益	上記に属さないサービス活動による収益をいう。
		サービス活動収益計			サービス活動収益の合計額をいう。
	費用	人件費	役員報酬		法人役員に支払う報酬、諸手当をいう。
			職員給料		常勤職員に支払う俸給・諸手当をいう。
			職員賞与		職員に対する確定済賞与のうち、当該会計期間に係る部分の金額をいう。
			賞与引当金繰入		職員に対する翌会計期間に確定する賞与の当該会計期間に係る部分の見積額をいう。（ただし就労支援事業に関わるものは除く。）
			非常勤職員給与		非常勤職員に支払う俸給・諸手当及び賞与をいう。
			派遣職員費		派遣会社に支払う金額をいう。
			退職給付費用		従事する職員に対する退職一時金、退職年金等将来の退職給付のうち、当該会計期間の負担に属する金額（役員であることに起因する部分を除く。）をいう。
			法定福利費		法令に基づいて法人が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の費用をいう。
		事業費	給食費		食材及び食品の費用をいう。
			介護用品費		利用者の処遇に直接使用するおむつ、タオル等の介護用品の費用をいう。
			医薬品費		利用者のための施設内又は事業所内の医療に要する医薬品の費用をいう。
			保健衛生費		利用者の健康診断の実施、施設内又は事業所内の消毒等に要する費用をいう。
			医療費		利用者が傷病のために医療機関等で診療等を受けた場合の診療報酬等をいう。
			被服費		利用者の衣類、寝具等(介護用品及び日用品を除く。)の購入のための費用をいう。
			教養娯楽費	教養費	利用者のための新聞雑誌等の購読、娯楽用品の購入及び行楽演芸会等の実施のための費用のうち、収入財源が利用者負担金収益以外のものをいう。
				娯楽費	利用者のための新聞雑誌等の購読、娯楽用品の購入及び行楽演芸会等の実施のための費用のうち、収入財源が利用者負担金収益のものをいう。
			日用品費		利用者に現物で給付する身のまわり品、化粧品などの日用品(介護用品を除く。)の費用をいう。
			保育材料費		保育に必要な文具材料、絵本等の費用及び運動会等の行事を実施するための費用をいう。
			本人支給金		利用者に小遣い、その他の経費として現金支給するための費用をいう。
			水道光熱費		利用者に直接必要な電気、ガス、水道等の費用をいう。
			燃料費		利用者に直接必要な灯油、重油等の燃料費(車輌費で計上する燃料費を除く。)をいう。
			消耗器具備品費		利用者の処遇に直接使用する介護用品以外の消耗品、器具備品で、固定資産の購入に該当しない費用をいう。
			保険料		利用者に対する生命保険料及び損害保険料をいう。
			賃借料		利用者が利用する器具及び備品等のリース料、レンタル料をいう。
			教育指導費		利用者に対する教育訓練に直接要する費用をいう。

勘定科目					科目説明
		大区分	中区分	小区分	
サービス活動増減の部	費用		車輌費		乗用車、送迎用自動車、救急車等の燃料費、車輌検査等の費用のうち、事業にかかるものをいう。
			諸謝金		講演、講座等の講師等への謝礼金・交通費等に係る費用をいう。
			旅費交通費		業務に係る出張旅費及び交通費のうち、役員・職員以外の費用をいう。
			印刷製本費		事業に必要な書類、諸用紙、関係資料などの印刷及び製本に要する費用をいう。
			通信運搬費		電話、電報、ファックスの使用料、インターネット接続料及び切手代、葉書代その他通信・運搬に要する費用をいう。
			会議費		会議時における実費弁償費等をいう。
			業務委託費		各種事業等を他に委託するための費用をいう。
			返還金		年度末に共同募金配分金の収支に差額（繰越）が生じた場合の返還金をいう。
			雑費		事業費のうち他のいずれにも属さない費用をいう。
		事務費	福利厚生費		役員・職員が福利施設を利用する場合における事業主負担額、健康診断その他福利厚生のために要する法定外福利費をいう。
			職員被服費		職員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診察衣、作業衣などの購入、洗濯等の費用をいう。
			旅費交通費		業務に係る役員・職員の出張旅費及び交通費(ただし、研究、研修のための旅費を除く。)をいう。
			研修研究費		役員・職員に対する教育訓練に直接要する費用(研究・研修のための旅費を含む。)をいう。
			事務消耗品費		事務用に必要な消耗品及び器具什器のうち、固定資産の購入に該当しないものの費用をいう。
			印刷製本費		事務に必要な書類、諸用紙、関係資料などの印刷及び製本に要する費用をいう。
			水道光熱費		事務用の電気、ガス水道等の費用をいう。
			燃料費		事務用の灯油、重油等の燃料（車輌費で計上する燃料費を除く。）をいう。
			修繕費		建物、器具及び備品等の修繕又は模様替の費用をいう。ただし、建物、器具及び備品を改良し、耐用年数を延長させるような資本的費用を含まない。
			通信運搬費		電話、電報、ファックスの使用料、インターネット接続料及び切手代、葉書代その他通信・運搬に要する費用をいう。
			会議費		会議時における茶菓子代、食事代等の費用をいう。
			広報費		施設及び事業所の広告料、パンフレット・機関誌・広報誌作成などの印刷製本費等に要する費用をいう。
			業務委託費		洗濯、清掃、夜間警備及び給食(給食材料費を除く。)など施設の業務の一部を他に委託するための費用(保守料を除く。)をいう。
			手数料		役務提供にかかる費用のうち、業務委託費以外のものをいう。
			保険料		生命保険料及び建物、車輌運搬具、機器及び備品等にかかる損害保険契約に基づく保険料をいう。
			賃借料		固定資産に計上を要しない機器等のリース料、レンタル料をいう。
			土地・建物賃借料		土地、建物等の賃借料をいう。
			租税公課		消費税及び地方消費税の申告納税、固定資産税、印紙税、登録免許税、自動車税、事業所税等をいう。
			保守料		建物、各種機器等の保守・点検料等をいう。

勘定科目					科目説明
		大区分	中区分	小区分	
サービス活動増減の部	費用		渉外費		創立記念日等の式典、慶弔、広報活動(広報費に属する費用を除く。)等に要する費用をいう。
			諸会費		各種組織への加盟等に伴う会費、負担金等の費用をいう。
			車輌費		乗用車、送迎用自動車、救急車等の燃料費、車輌検査等の費用のうち、事務にかかるものをいう。
			雑費		事務費のうち他のいずれにも属さない費用をいう。
		就労支援事業費用	就労支援事業販売原価	期首製品（商品）棚卸高	就労支援事業に係る期首の製品・商品の棚卸高をいう。
				当期就労支援事業製造原価	就労支援事業に係る材料費、労務費、外注加工費、経費をいう。
				当期就労支援事業仕入高	就労支援事業に係る製品・商品の仕入高をいう。
				期末製品（商品）棚卸高	就労支援事業に係る期末の製品・商品の棚卸高をいう。
			就労支援事業販管費		就労支援事業に係る販売費及び一般管理費をいう。
		利用者負担軽減額			利用者負担を軽減した場合の利用者負担軽減額をいう。（無料又は低額で診療を行う場合の割引額を含む。）
		分担金費用	分担金費用		社協間における経費負担費用をいう。
		助成金費用	助成金費用		各種団体及び事業への助成金費用をいう。
		負担金費用	負担金費用	民生員互助共励事業会費費用	民生委員互助共励事業における愛知県社協に支払う管内民生委員からの会費費用をいう。
				その他の負担金費用	上記以外の負担金費用をいう。
		基金組入額	社会福祉基金組入額		社会福祉基金の組入額をいう。
		減価償却費			固定資産の減価償却の額をいう。
		国庫補助金等特別積立金取崩額			国庫補助金等の支出対象経費（主として減価償却費）の期間費用計上に対応して取り崩された国庫補助金等特別積立金の額をいう。
		徴収不能額			金銭債権の徴収不能額のうち、徴収不能引当金で填補されない部分の金額をいう。
		徴収不能引当金繰入			徴収不能引当金に繰入れる額をいう。
		その他の費用	その他の費用	退職共済預け金差損	退職共済預け金の差損に係るものをいう。
				その他の費用	上記に属さないサービス活動による費用をいう。
		サービス活動費用計			サービス活動費用の合計額をいう。
	サービス活動増減差額				サービス活動増減の部の収益及び費用の差額をいう。
経常増減差額					サービス活動増減差額及びサービス活動外増減差額の合計額をいう。
サービス活動外増減の部	収益	借入金利息補助金収益			施設整備及び設備整備に対する借入金利息に係る地方公共団体からの補助金等をいう。
		受取利息配当金収益			預貯金、有価証券、貸付金等の利息及び出資金等に係る配当金等の収益をいう。（償却原価法による収益を含む。）
		有価証券評価益			有価証券（投資有価証券を除く。）を時価評価した時の評価益をいう。
		有価証券売却益			有価証券（投資有価証券を除く。）を時価評価した時の評価益及び売却した場合の売却益をいう。

勘定科目					科目説明
		大区分	中区分	小区分	
サービス活動外増減の部	収益	投資有価証券評価益			投資有価証券を時価評価した時の評価益をいう。
		投資有価証券売却益			投資有価証券を売却した時の売却益をいう。
		その他のサービス活動外収益	受入研修費収益		研修の受入に対する有益をいう。
			為替差益		外国通貨、外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む。）及び外貨建有価証券等について、円換算によって生じた換算差益をいう。
			雑収益		上記に属さないサービス活動外による収益をいう。
		サービス活動外収益計			サービス活動外収益の合計額をいう。
	費用	支払利息			設備資金借入金、長期運営資金借入金及び短期運営資金借入金の利息、及び支払リース料のうち利息相当額として処理するものをいう。
		有価証券評価損			有価証券（投資有価証券を除く。）を時価評価した時の評価損をいう。
		有価証券売却損			有価証券（投資有価証券を除く。）を売却した場合の売却損をいう。
		投資有価証券評価損			投資有価証券を時価評価した時の評価損をいう。
		投資有価証券売却損			投資有価証券を売却した場合の売却損をいう。
		その他のサービス活動外費用	為替差損		外国通貨、外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む。）及び外貨建有価証券等について、円換算によって生じた換算差損をいう。
			雑損失		上記に属さないサービス活動外による費用をいう。
		サービス活動外費用計			サービス活動外費用の合計額をいう。
	サービス活動外増減差額				サービス活動外増減の部の収益及び費用の差額をいう。
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益	施設整備等補助金収益		施設整備及び設備整備に係る地方公共団体等からの補助金等をいう。
			設備資金借入金元金償還補助金収益		施設整備及び設備整備に対する借入金元金償還に係る地方公共団体等からの補助金等の収益をいう。
		施設整備等寄附金収益	施設整備等寄附金収益		施設整備及び設備整備に係る寄附金をいう。なお、施設の創設及び増設時等に運転資金に充てるために収受した寄附金を含む。
			設備資金借入金元金償還寄附金収益		施設整備及び設備整備に対する借入金元金償還に係る寄附金をいう。
		長期運営資金借入金元金償還寄附金収益			長期運営資金（設備資金を除く。）借入金元金償還に係る寄附金収入をいう。
		固定資産受増額			土地など固定資産の受贈額をいう。
		固定資産売却益	車輌運搬具売却益		車輌運搬具の売却による収益をいう。
			器具及び備品売却益		器具及び備品の売却による収益をいう。
			機械及び装置売却益		機械及び装置の売却による収益をいう。
			ソフトフェア売却益		ソフトウェアの売却による収益をいう。
			その他の固定資産売却益		その他の固定資産の売却による収益をいう。
		拠点区分間繰入金収益			同一事業区分内における他の拠点区分からの繰入金収益をいう。

勘定科目					科目説明
		大区分	中区分	小区分	
特別増減の部	収益	サービス区分間繰入金収益			同一拠点区分内の他のサービス区分からの繰入金収益をいう。
		拠点区分間固定資産移管収益			同一事業区分内における他の拠点区分からの固定資産の移管による収益をいう。
		サービス区分間固定資産移管収益			同一拠点区分内の他のサービス区分からの固定資産の移管による収益をいう。
		その他の特別収益	徴収不能引当金戻入益		徴収不能引当金の差額計上方式における戻入額をいう。
		特別収益計			特別収益の合計額をいう。
	費用	基本金組入額			基本金の組入額をいう。
		資産評価損			資産の時価の著しい下落に伴い、回復の見込みがない当該資産に対して計上する評価損をいう。
		固定資産売却損・処分損	建物売却損・処分損		建物を除却又は売却した場合の処分損をいう。
			車輌運搬具売却損・処分損		車輌運搬具を除却又は売却した場合の処分損をいう。
			器具及び備品売却損・処分損		器具及び備品を除却又は売却した場合の処分損をいう。
			機械及び装置売却損・処分損		機械及び装置を除却又は売却した場合の処分損をいう。
			ソフトウェア売却損・処分損		ソフトウェアを除却又は売却した場合の処分損をいう。
			その他の固定資産売却損・処分損		その他の固定資産を除却又は売却した場合の処分損をいう。
		国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)			国庫補助金等により取得した固定資産の廃棄等に伴い、取り崩された国庫補助金等特別積立金の額をいう。
		国庫補助金等特別積立金積立額			国庫補助金等特別積立金の積立額をいう。
		災害損失			火災、出水等の災害に係る廃棄損と復旧に関する費用の合計額をいう。
		拠点区分間繰入金費用			同一事業区分内における他の拠点区分への繰入額をいう。
		サービス区分間繰入金費用			同一拠点区分内の他のサービス区分への繰入額をいう。
		拠点区分間固定資産移管費用			同一事業区分内における他の拠点区分への固定資産の移管額をいう。
		サービス区分間固定資産移管費用			同一拠点区分内の他のサービス区分への固定資産の移管額をいう。
		その他の特別損失			上記に属さない特別損失をいう。
		特別費用計			特別費用の合計額をいう。
	特別増減差額				特別増減の部の収益及び費用の差額をいう。
当期活動増減差額					経常増減差額及び特別増減差額の合計額をいう。
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額				前期における繰越活動増減差額をいう。
	当期末繰越活動増減差額				当期活動増減差額及び前期繰越活動増減差額の合計額をいう。
	基本金取崩額				基本金の取崩額をいう。
	基金取崩額		社会福祉基金取崩額		社会福祉基金の取崩額をいう。

勘定科目				科目説明
	大区分	中区分	小区分	
繰越活動増減差額の部	その他の積立金取崩額	地域福祉育成費積立金取崩額		地域福祉育成費積立金の取崩額をいう。
		調整積立金取崩額		調整積立金の取崩額をいう。
		備品等購入積立金取崩額		備品等購入積立金の取崩額をいう。
		工賃変動積立金取崩額		工賃変動積立金の取崩額をいう。
	その他の積立金積立額	地域福祉育成費積立金積立額		地域福祉育成費積立金の積立額をいう。
		調整積立金積立額		調整積立金の積立額をいう。
		備品等購入積立金積立額		備品等購入積立金の積立額をいう。
		工賃変動積立金積立額		工賃変動積立金の積立額をいう。
	次期繰越活動増減差額			当期末繰越活動増減差額に、基本金取崩額、基金取崩額及びその他の積立金取崩額を加え、その他の積立金積立額を差し引いた差額をいう。

貸借対照表勘定科目

勘定科目			科目説明
大区分	中区分	小区分	
資産の部			資産の部をいう。
流動資産	現金預金		現金及び預貯金をいう。
	有価証券		国債、地方債、株式、社債、証券投資信託の受益証券などのうち時価の変動により利益を得ることを目的とする有価証券をいう。
	事業未収金		事業収益に対する未収入金をいう。
	未収金		事業収益以外の収益に対する未収入金をいう。
	未収補助金		施設整備、設備整備及び事業に係る補助金等の未収額をいう。
	未収収益		一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、すでに提供した役務に対していまだその対価の支払を受けていないものをいう。
	受取手形		事業の取引先との通常の取引に基づいて発生した手形債権(金融手形を除く)をいう。割引又は裏書譲渡したものは、受取手形から控除し、その会計年度末日における期限未到来の金額を注記する。
	貯蔵品		消耗品等で未使用の物品をいう。
	商品・製品		売買又は製造する物品の販売を目的として所有するものをいう。
	仕掛品		製品製造又は受託加工のために現に仕掛中のものをいう。
	原材料		製品製造又は受託加工の目的で消費される物品で、消費されていないものをいう。
	立替金		一時的に立替払いをした場合の債権額をいう。
	前払金		物品等の購入代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前払額をいう。
	前払費用		一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対し支払われた対価をいう。
	１年以内回収予定長期貸付金		長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。
	１年以内回収予定拠点区分間長期貸付金		拠点区分間長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。
	１年以内回収予定サービス区分間長期貸付金		サービス区分間での長期貸付金のうち、貸借対照表日の翌日から起算して１年以内に入金の期限が到来するものをいう。
	短期貸付金		生計困窮者に対して無利子または低利で資金を融通する事業、法人が職員の質の向上や福利厚生の一環として行う奨学金貸付等、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。
	拠点区分間貸付金		同一事業区分内における他の拠点区分への貸付額で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。
	サービス区分間貸付金		同一拠点区分の他のサービス区分への貸付額で、貸借対照表日の翌日から起算して１年以内に入金の期限が到来するものをいう。
	仮払金		処理すべき科目又は金額が確定しない場合の支出額を一時的に処理する科目をいう。
	その他の流動資産		上記に属さない債権等であって、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。
固定資産 （基本財産）	土地		基本財産に帰属する土地をいう。
	建物		基本財産に帰属する建物及び建物付属設備をいう。

勘定科目			科目説明
大区分	中区分	小区分	
	定期預金		定款等に定められた基本財産として保有する定期預金をいう。
	投資有価証券		定款等に定められた基本財産として保有する有価証券をいう。
(その他の固定資産)	土地		基本財産以外に帰属する土地をいう。
	建物		基本財産以外に帰属する建物及び建物付属設備をいう。
	構築物		建物以外の土地に固着している建造物をいう。
	機械及び装置		機械及び装置をいう。
	車輌運搬具		送迎用バス、乗用車、入浴車等をいう。
	器具及び備品		器具及び備品をいう。ただし、取得価額が10万円以上で、耐用年数が1年以上のものに限る。
	建設仮勘定		有形固定資産の建設、拡張、改造などの工事が完了し稼働するまでに発生する請負前渡金、建設用材料部品の買入代金等をいう。
	有形リース資産		有形固定資産のうちリースに係る資産をいう。
	権利		法律上又は契約上の権利をいう。
	ソフトウェア		コンピュータソフトウェアに係る費用で、外部から購入した場合の取得に要する費用ないしは制作費用のうち研究開発費に該当しないものをいう。
	無形リース資産		無形固定資産のうちリースに係る資産をいう。
	投資有価証券		長期的に所有する有価証券で基本財産に属さないものをいう。
	長期貸付金		生計困窮者に対して無利子または低利で資金を融通する事業、法人が職員の質の向上や福利厚生の一環として行う奨学金貸付等、貸借対照表日の翌日から起算して入金の期限が1年を超えて到来するものをいう。
	拠点区分間長期貸付金		同一事業区分内における他の拠点区分への貸付金で貸借対照表日の翌日から起算して入金の期限が1年を超えて到来するものをいう。
	サービス区分間長期貸付金		同一拠点区分の他のサービス区分への貸付金で、貸借対照表日の翌日から起算して入金の期限が１年を超えて到来するものをいう。
	退職共済預け金		愛知県民間社会福祉事業職員共済会の退職共済制度に対して法人が拠出した掛金額をいう。
	退職給付引当資産		退職金の支払に充てるために退職給付引当金に対応して積み立てた現金預金等をいう。
	長期預り金積立資産		長期預り金に対応して積み立てた現金預金等をいう。
	社会福祉基金積立資産		地域福祉活動の推進に関する事業、在宅福祉の充実に関する事業、ボランティア活動の育成に関する事業等のために積み立てた現金預金等をいう。
	地域福祉育成費積立資産		春日井市内にある地区社会福祉協議会が実施する地域福祉事業に対して地域福祉育成費を交付するために積み立てた現金預金等をいう。
	調整積立資産		修繕を目的として積み立てた現金預金等をいう。
	備品等購入積立資産		備品等の購入を目的に積み立てた現金預金等をいう。
	工賃変動積立資産		福祉作業所等の利用者に対し、将来にわたり安定して工賃を支給するために積み立てた現金預金をいう。
	差入保証金		賃貸用不動産に入居する際に賃貸人に差し入れる保証金をいう。
	長期前払費用		時の経過に依存する継続的な役務の享受取引に対する前払分で貸借対照表日の翌日から起算して1年を超えて費用化される未経過分の金額をいう。

勘定科目			科目説明
大区分	中区分	小区分	
	その他の固定資産		上記に属さない債権等であって、貸借対照表日の翌日から起算して入金の期限が1年を超えて到来するものをいう。
資産の部合計			資産の部の合計額をいう。
負債の部			負債の部をいう。
流動負債	短期運営資金借入金		経常経費に係る外部からの借入金で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。
	事業未払金		事業活動に伴う費用等の未払い債務をいう。
	その他の未払金		上記以外の未払金(施設整備等未払金を含む)をいう。
	支払手形		事業の取引先との通常の取引に基づいて発生した手形債務(金融手形を除く)をいう。
	役員等短期借入金		役員等からの借入金で貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。
	１年以内返済予定設備資金借入金		設備資金借入金のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。
	１年以内返済予定長期運営資金借入金		長期運営資金借入金のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。
	１年以内返済予定リース債務		リース債務のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。
	１年以内返済予定役員等長期借入金		役員等長期借入金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。
	１年以内返済予定拠点区分間長期借入金		拠点区分間長期借入金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。
	１年以内返済予定サービス区分間長期借入金		サービス区分間での長期借入金のうち、貸借対照表日の翌日から起算して１年以内に返済期日が到来するものをいう。
	１年以内支払予定長期未払金		長期未払金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。
	未払費用		賃金、支払利息、賃借料など時の経過に依存する継続的な役務給付取引において既に役務の提供は受けたが、会計期末までに法的にその対価の支払債務が確定していない分の金額をいう。
	未返還金		会計年度における共同募金会等に対する返還未了の金額をいう。
	預り金		職員以外の者からの一時的な預り金をいう。
	職員預り金		源泉徴収税額及び社会保険料などの徴収額等、職員に関する一時的な預り金をいう。
	前受金		物品等の売却代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前受額をいう。
	拠点区分間借入金		他の事業区分からの借入額で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。
	サービス区分間借入金		同一拠点区分内の他のサービス区分からの借入額で、貸借対照表日の翌日から起算して１年以内に支払いの期限が到来するものをいう。
	仮受金		処理すべき科目又は金額が確定しない場合の収入金額を一時的に処理する科目をいう。
	賞与引当金		支給対象期間に基づき定期に支給する職員賞与に係る引当金をいう。
	その他の流動負債		上記に属さない債務等であって、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。
固定負債	設備資金借入金		施設設備等に係る外部からの借入金で、貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。
	長期運営資金借入金		経常経費に係る外部からの借入金で、貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。

勘定科目			科目説明
大区分	中区分	小区分	
	リース債務		リース料総額から利息相当額を控除した金額で、貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。
	役員等長期借入金		役員等からの借入金で貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。
	拠点区分間長期借入金		同一事業区分内における他の拠点区分からの借入金で貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。
	サービス区分間長期借入金		同一拠点区分内の他のサービス区分からの借入額で、貸借対照表日の翌日から起算して１年以内に支払いの期限が到来するものをいう。
	退職給付引当金		将来支給する退職金のうち、当該会計年度末までに発生していると認められる金額をいう。
	長期未払金		固定資産に対する未払債務（リース契約による債務を除く）等で貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。
	長期預り金		固定負債で長期預り金をいう。
	徴収不能引当金		未収金や受取手形について回収不能額を見積もったときの引当金をいう。
	その他の固定負債		上記に属さない債務等であって、貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。
負債の部合計			負債の部の合計額をいう。
純資産の部			純資産の部をいう。
基本金			本会が事業開始等に当たって財源として受け取った寄附金の額をいう。
基金	社会福祉基金		地域福祉活動の推進に関する事業、在宅福祉の充実に関する事業、ボランティア活動の育成に関する事業等のために、理事会の議決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額をいう。
国庫補助金等特別積立金			施設及び設備の整備のために国又は地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等をいう。
その他の積立金	地域福祉育成費積立金		春日井市内にある地区社会福祉協議会が実施する地域福祉事業に対して地域福祉育成費を交付するため、理事会の議決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額をいう。
	調整積立金		将来の修繕費用又は損失に備えるため、理事会の議決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額をいう。
	備品等購入積立金		将来の備品等の購入に備えるため、理事会の議決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額をいう。
	工賃変動積立金		福祉作業所等の利用者に対し、将来にわたり安定して工賃を支給するため、理事会の議決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額をいう。
次期繰越活動増減差額			事業活動計算書に計上された次期繰越活動増減差額をいう。
（うち当期活動増減差額）			次期繰越活動増減差額のうち、当期に係る増減差額をいう。
純資産の部合計			純資産の部の合計額をいう。
負債及び純資産の部合計			資産及び純資産の部の合計額をいう。

別表第５（第 24 条関係）

勘定科目				支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類
	大区分	中区分	小区分			
事業活動による支出	人件費支出	役員報酬支出		支出決定のとき	当該給与期間分	内訳書
		職員給料支出		同上	同上	同上
		職員賞与支出		同上	支出しようとする額	同上
		非常勤職員給与支出		同上	当該給与期間分	同上
		派遣職員費支出		契約を締結するとき（請求のあったとき）	契約金額（請求のあった額）	契約書、請書、見積書（請求書）
		退職給付支出		支出決定のとき	支出しようとする額	内訳書
		法定福利費支出		同上	同上	同上
	事業費支出	給食費支出		契約を締結するとき（請求のあったとき）	契約金額（請求のあった額）	契約書、請書、見積書（請求書）
		介護用品費支出		同上	同上	同上
		医薬品費支出		同上	同上	同上
		保健衛生費支出		同上	同上	同上
		医療費支出		同上	同上	同上
		被服費支出		同上	同上	同上
		教養娯楽費支出	教養費支出	同上	同上	同上
			娯楽費支出	同上	同上	同上
		日用品費支出		同上	同上	同上
		保育材料費支出		同上	同上	同上
		本人支給金支出		同上	同上	同上
		水道光熱費支出		同上	同上	同上
		燃料費支出		同上	同上	同上
		消耗器具備品費支出		同上	同上	同上
		保険料支出		同上	同上	同上
		賃借料支出		同上	同上	同上
		教育指導費支出		同上	同上	同上
		車輌費支出		同上	同上	同上
		諸謝金支出		支出決定のとき	当該契約期間分	内訳書
		旅費交通費支出		同上	支出しようとする額	請求書
		印刷製本費支出		契約を締結するとき（請求のあったとき）	契約金額（請求のあった額）	契約書、請書、見積書（請求書）
		通信運搬費支出		同上	同上	同上
		会議費支出		支出決定のとき	支出しようとする額	内訳書
		業務委託費支出		契約を締結するとき（請求のあったとき）	契約金額（請求のあった額）	契約書、請書、見積書（請求書）
		返還金支出		支出決定のとき	支出しようとする額	内訳書
		雑支出		同上	同上	同上

事業活動による支出	事務費支出	福利厚生費支出		契約を締結するとき（請求のあったとき）	契約金額（請求のあった額）	契約書、請書、見積書（請求書）
		職員被服費支出		同上	同上	同上
		旅費交通費支出		支出決定のとき	支出しようとする額	請求書
		研修研究費支出		同上	同上	内訳書
		事務消耗品費支出		契約を締結するとき（請求のあったとき）	契約金額（請求のあった額）	契約書、請書、見積書（請求書）
		印刷製本費支出		同上	同上	同上
		水道光熱費支出		同上	同上	同上
		燃料費支出		同上	同上	同上
		修繕費支出		同上	同上	同上
		通信運搬費支出		同上	同上	同上
		会議費支出		支出決定のとき	支出しようとする額	内訳書
		広報費支出		契約を締結するとき（請求のあったとき）	契約金額（請求のあった額）	契約書、請書、見積書（請求書）
		業務委託費支出		同上	同上	同上
		手数料支出		同上	同上	同上
		保険料支出		同上	同上	同上
		賃借料支出		同上	同上	同上
		土地・建物賃借料支出		同上	同上	同上
		租税公課支出		支出決定のとき	支出しようとする額	納付書
		保守料支出		契約を締結するとき（請求のあったとき）	契約金額（請求のあった額）	契約書、請書、見積書（請求書）
		渉外費支出		同上	同上	同上
		諸会費支出		同上	同上	同上
		車輌費支出		同上	同上	同上
		雑支出		支出決定のとき	支出しようとする額	内訳書
	就労支援事業支出	就労支援事業販売原価支出	就労支援事業製造原価支出	契約を締結するとき（請求のあったとき）	契約金額（請求のあった額）	契約書、請書、見積書（請求書）
			就労支援事業仕入支出	同上	同上	同上
		就労支援事業販管費支出		同上	同上	同上
	利用者負担軽減額			支出決定のとき	支出しようとする額	内訳書
	貸付事業支出	貸付金支出		同上	同上	同上
	分担金支出	分担金支出		同上	同上	同上
	助成金支出	助成金支出		同上	同上	同上
	負担金支出	負担金支出	民生委員互助共励事業会費支出	同上	同上	同上
			その他の負担金支出	同上	同上	同上
	支払利息支出			契約を締結するとき（請求のあったとき）	契約金額（請求のあった額）	契約書、請書、見積書（請求書）

	その他の支出	雑支出	退職共済預け金差損	支出決定のとき	支出しようとする額	内訳書
			雑支出	同上	同上	同上
	流動資産評価損等による資金減少額	有価証券売却損		同上	同上	同上
		資産評価損	有価証券評価損	同上	同上	同上
		為替差損		同上	同上	同上
		徴収不能額		同上	同上	同上
施設整備等による支出	設備資金借入金元金償還支出			同上	同上	借入に関する書類の写、請求書
	固定資産取得支出	土地取得支出		購入契約を締結するとき	購入契約金額	契約書、請書、見積書（請求書）
		建物取得支出		同上	同上	同上
		車輌運搬具取得支出		同上	同上	同上
		器具及び備品取得支出		同上	同上	同上
		機械及び装置取得支出		同上	同上	同上
		ソフトウェア取得支出		同上	同上	同上
		その他の固定資産取得支出		同上	同上	同上
	固定資産除却･廃棄支出			契約を締結するとき（請求のあったとき）	契約金額（請求のあった額）	同上
	ファイナンス･リース債務の返済支出			同上	同上	同上
その他の活動による支出	長期運営資金借入金元金償還支出			支出決定のとき	支出しようとする額	借入に関する書類の写、請求書
	長期貸付金支出			同上	同上	内訳書
	投資有価証券取得支出			購入契約を締結するとき	購入契約金額	申込書、内訳書
	基金積立資産支出	社会福祉基金積立資産支出		支出決定のとき	支出しようとする額	内訳書
	積立資産支出	退職給付引当資産支出		同上	同上	同上
		長期預り金積立資産支出		同上	同上	同上
		地域福祉育成費積立資産支出		同上	同上	同上
		調整積立資産支出		同上	同上	同上
		備品等購入積立資産支出		同上	同上	同上
		工賃変動積立資産支出		同上	同上	同上
	拠点区分間長期借入金返済支出			同上	同上	同上

	サービス区分間長期借入金返済支出			同上	同上	同上
	拠点区分間長期貸付金支出			同上	同上	同上
	サービス区分間長期貸付金支出			同上	同上	同上
	拠点区分間繰入金支出			同上	同上	同上
	サービス区分間繰入金支出			同上	同上	同上
	その他の活動による支出	差入保証金返還支出		同上	同上	同上
		その他の活動による支出		同上	同上	同上

別表第６（第 68 条関係）

契約の種類	金　　額
１　工事又は契約の請負	2,500,000 円
２　物品の買い入れ	1,600,000 円
３　前各号に掲げるもの以外のもの	1,000,000 円